

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月26日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

香川県選挙管理委員会規則第5号

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則

香川県公職選挙運動公営等実施規程（昭和30年香川県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1号様式その1注及び第1号様式の2その1注中「複数あるとき」を「複数ある場合」に改める。

第1号様式の4注中「2人以上の場合」を「複数ある場合」に改める。

第2号様式の4その1注3、同様式その2注3、第2号様式の7（ポスター証紙交付票）注3及び同様式（ポスター検印票）注3中「署名その他の措置がある場合」を「署名その他の措置があるとき」に改める。

第20号様式の4その1備考5、同様式その2備考4及び同様式その3備考4中「届け出る」を「提出する」に改める。

第21号様式注1中「数人あるとき」を「複数あるとき」に改め、同様式注3中「自ら出納責任者となったもの」を「自ら出納責任者となった者」に、「数人あるとき」を「複数ある場合」に改める。

第22号様式の2（証紙交付票）注2、同様式（検印票）注2、第22号様式の3注及び第25号様式注2中「署名その他の措置がある場合」を「署名その他の措置があるとき」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。